特定外国従業員受入企業は、製造業外国従業員受入事業の実施により、その生産拠点を海外展開するに当たって、当該事業者の外国にある事業所の職員であって新製品の製造や新技術の導入等に関して中心的な役割を果たすことが見込まれる職員を、人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点での生産活動に従事（併せて関連する管理、開発等一定水準以上の技術又は知識を要する業務に従事する場合を含む。）させることを通じ、幅広い知識やノウハウを要する特定の専門技術を円滑に移転することが可能となる。

なお、製造業外国従業員受入事業の実施によって、国内生産拠点が海外に移転し空洞化が助長されるようなものは、本邦にある事業所における従業員の雇用が圧迫されるため適当ではない。

第４　製造特定活動計画の認定の申請

１　特定外国従業員受入企業になろうとする者は、製造特定活動計画を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２　製造特定活動計画には、様式第１号により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴　特定外国従業員受入企業になろうとする者に関する事項

⑵　製造業外国従業員受入事業に関する事項

①特定外国従業員受入企業になろうとする者が行う事業の全体像における当該企業の海外生産拠点の経営戦略上の位置付け及び当該海外生産拠点で実施する事業の内容

②当該海外生産拠点と製造業外国従業員受入事業との関係

③その他、当該海外生産拠点に関する内容が、第３に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致すると判断するために必要と認められる事項

⑶　特定外国従業員になろうとする者に関する事項

①氏名

②特定外国従業員になろうとする者が勤務する、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所に関する事項

③製造特定活動に従事しようとする場所及び期間

④特定の専門技術の移転の必要性、特定の専門技術の内容及び従事させる業務の内容（特定外国従業員が外国にある事業所で従事していた職務及び製造特定活動終了後に予定されている業務の内容を含む。）

⑤特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額

⑥特定外国従業員になろうとする者の②に規定する事業所における勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）

⑷　製造業外国従業員受入事業の適正な実施に関する事項

①特定外国従業員になろうとする者の適正な監理を実施するための体制等に関する事項

②特定外国従業員になろうとする者の就労状況の確認に関する事項

③在留中の住居の確保に関する事項

④生活指導員の任命に関する事項

⑤報酬を担保する財産的基盤に関する事項

⑥特定外国従業員になろうとする者との面談及び当該者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）に関する事項

⑦特定外国従業員になろうとする者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑧就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

⑨特定外国従業員になろうとする者との意思の疎通の方法及び適切な配慮に関する事項

⑩特定外国従業員になろうとする者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の製造特定活動に関連して、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所又は他のいかなる機関からも保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないことに関する事項

⑪特定外国従業員になろうとする者が、製造特定活動終了（帰国）後１年以内に、特定外国従業員受入企業になろうとする者又はその外国にある事業所において、特段の事情があると認められる場合を除き解雇されないことに関する事項

⑫第６の１に規定する経済産業大臣の監査、第６の３に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置、第６の４に規定する経済産業大臣による必要な指示に対する適切な対応に関する事項

３　経済産業大臣は、１の認定の申請があった場合において、その製造特定活動計画が次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

⑴　特定外国従業員受入企業になろうとする者が次のいずれにも該当するものであること。

①過去５年間に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

②労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

③労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置が講じられていること。

④過去５年間に別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったことがないこと。

⑤特定外国従業員に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去３年間に非自発的に離職させていないこと。

⑥第７の規定により製造特定活動計画の認定を取り消された場合、当該取消しの日から起算して５年を経過していること。

⑦過去５年間に認定を受けた製造特定活動計画に反する重大な事実が生じていないこと。

⑵　製造業外国従業員受入事業に関する内容が、第３に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。

⑶　特定外国従業員になろうとする者に関する事項が次に掲げる要件を満たすものであること。

①特定の専門技術の移転の必要性や当該技術の内容等が、第３に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。

②２⑶③の期間が１年を超えないこと。

③２⑶⑤の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

④２⑶⑥の期間が１年以上であること。

⑷　２⑷の内容が、計画の期間全体を通じて事業を円滑かつ確実に実施させるために適切と認められるものであり、かつ、特定外国従業員になろうとする者の地位や利益が不当に害されるおそれがないこと。

４　特定外国従業員受入企業は、製造特定活動計画の内容を変更しようとするときは、様式第２号により経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

５　特定外国従業員受入企業は、４のただし書に定める計画の軽微な変更をしたときは、様式第３号により遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

６　３の規定は、４の認定について準用する。

第５　製造業外国従業員受入事業の実施状況等の把握、確認及び報告等

１　特定外国従業員受入企業は、少なくとも３月に１回、次に掲げる事項について自ら確認し、その結果を様式第４号により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。

⑴　製造業外国従業員受入事業の実施状況に関すること。

⑵　適正な労働条件の確保に関すること。

⑶　特定外国従業員の安全及び健康の確保に関すること。

⑷　労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入等に関すること。

⑸　その他経済産業大臣が必要と認めること。